

特記仕様書

第 1 章 総 則

本仕様書は、「令和 8 年度森林境界明確化業務」（以下「本業務」という。）について適用され、受注者が実施しなければならない一般的事項を定めたものである。

（業務概要）

第 1 条 業務概要は次のとおりとする。

区 域： 東近江市九居瀬町、蛭谷町

	九居瀬町	蛭谷町	合 計
面 積	53ha	72ha	125ha
所有者数	49 人	28 人	77 人
筆 数	190 筆	138 筆	328 筆

- (1) 資料収集・整理
- (2) 森林境界推測図の作成
- (3) 地元精通者への聞き取り
- (4) 森林所有者等への説明・確認・同意等
- (5) 森林境界保全図の作成(説明・確認・同意等の整理)
- (6) 成果品作成
- (7) 打合せ協議

（履行期間）

第 2 条 履行期間は、契約締結日から令和 9 年 3 月 25 日までとする。

（業務目的）

第 3 条 本市では、森林の持つ多面的機能が高度に発揮されることを目的とした森林整備の実施と、地理空間情報や I C T 等の先端技術を活用し業務の効率化や安全性の向上などを目指すスマート林業の実現を通じて、林業の成長化、安全な町、森づくり等を進めており、本業務では森林境界明確化を推進することを目的とする。

(関係法令等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本仕様書、契約書によるほか、次の関係法令等に準拠して行うものとする。関係法令等が履行期間中に変更（更新）となった場合は、最新版を適用するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合、又は、指示を受けた場合はこの限りではない。

- (1) 測量法（昭和24年法律第188号）及び施行規則（昭和24年建設省令第16号）
- (2) 滋賀県公共測量作業規程
- (3) 林野庁測定規程
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）及び航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）
- (5) 滋賀県共通仕様書
- (6) 滋賀県林業土木調査等業務仕様書
- (7) 高精度な森林情報の整備及び活用のためのリモートセンシング技術やその利用方法等に関する手引き（平成30年3月）
- (8) 航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル（令和8年4月林野庁作成）
- (9) その他関係法令、規則、通達等

(貸与資料)

第5条 発注者は、本業務に必要な下記の森林計画図等の資料を受注者に貸与するものとする。

- (1) 森林基本図画像データ（TIFF形式）
- (2) 森林計画図データ（SHAPE形式、TIFF形式）
- (3) 森林簿データ（CSV形式）
- (4) 林地台帳データ（CSV形式）
- (5) 森林整備計画
- (6) 路網データ（林道台帳、林道・作業道位置図など）
- (7) 法務局地図（公図・14条地図）データ（XML形式）
- (8) 土地登記簿データ（CSV形式）
- (9) 森林の土地所有者届出書
- (10) 区画整理図・土地改良図等の法14条地図
- (11) 土地マスタ（令和7年1月1日時点）
- (12) 土地マスタレイアウト及び各種コード表

- (13) 固定資産税地番図データ（SHAPE 形式 令和 7 年 1 月 1 日時点）
- (14) 納税義務者関連データ（共有者、納税通知記録 など）
- (15) 写真地図データ（TIFF 形式位置情報ファイル付き）
- (16) 都市計画図データ（DM 形式）
- (17) 航空レーザでの森林地形解析成果（微地形図・レーザ林相図等）
- (18) 航空レーザでの森林資源解析成果（単木解析・材積解析等）
- (19) その他本業務に必要な資料

（検査）

第 6 条 受注者は、完了検査を受ける際事前に関係書類を提出の上、速やかに検査を受けなければならない。

2 前項の規定による検査に合格しない場合には、発注者が指定する期間内に問題箇所の修正を行い、再検査を受けなければならない。

3 本業務を完了し、成果品を引き渡した後においても、その内容に受注者の過失による不良箇所が発見された場合、受注者は責任を持って速やかに修正するものとする。

（成果品の帰属）

第 7 条 本業務の成果品は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）及び民法（明治 29 年法律第 89 号）第 206 条に定める所有権（以下「著作権等」という。）を発注者が所有する。また、受注者は本業務の成果品を発注者の許可なく第三者に複写、公表、貸与及び使用してはならない。

（管理技術者）

第 8 条 本業務における管理技術者は、技術士法で定める（森林部門）の技術士の資格を有するものとし、本業務と同種の業務実績（航空レーザでの森林解析結果を用いた森林境界明確化推測図作成、所有者説明・確認・同意等支援）を有する者を配置することとする。

（照査技術者）

第 9 条 本業務における照査技術者は、技術士法で定める（森林部門）の技術士の資格及び空間情報総括監理技術者の資格を有するものとし、本業務と同種の業務実績（航空レーザでの森林解析結果を用いた森林境界明確化推測図作成、所有者説明・確認・同意等支援）を有する者を配置することとする。

(個人情報保護)

第 10 条 本業務は、情報保護の観点より受注者は、以下の資格を有していなければならないものとする。

(1) I S M S 登録 (情報セキュリティマネジメント) 財団法人日本情報処理開発協会

(2) P マーク (プライバシーマーク) 財団法人日本情報処理開発協会

(その他)

第 11 条 本業務特記仕様書、その他設計図書に記載のない詳細な項目、内容等については、発注者と受注者の協議の上、決定し実施することとする

第 2 章 業務の内容

(資料収集・整理)

第 12 条 本業務の実施に当たり、業務の目的及び趣旨を十分に理解した上で、適切な工程計画、使用機器、技術者の配置等を立案し、関係機関への協議、手続等を行うとともに、必要な資料の収集・整理等を行う。

(森林境界推測図の作成)

第 13 条 隣接する個々の公図や森林計画図等の境界資料を地形図や航空写真オルソ画像を目安に仮配置を行った上で、航空レーザでの森林地形解析成果 (微地形図・レーザ林相図等) 及び、航空レーザでの森林資源解析成果 (単木解析・材積解析結果等) を基に森林境界推測図を作成する。

(地元精通者への聞き取り)

第 14 条 森林境界推測図をより正確なものとするため、必要に応じて地元精通者への聞き取りを行うとともに、森林所有者等が有する森林境界に関する情報を出来る限り多く収集し、森林境界推測図の精度をより一層高めるものとする。

(森林所有者等への説明・確認・同意等)

第 15 条 航測法による森林境界の明確化事業実施のマニュアル (令和 8 年 4 月林野庁作成) に準じ、市が開催する森林所有者等との森林境界明確化説明会に出席し、森林地形解析成果 (微地形図・レーザ林相図等) 及び航空レーザで

の森林資源解析成果（単木解析・材積解析結果等）の技術的特徴や見方の説明並びに作成した森林境界推測図を森林所有者等に呈示し確認修正等を行い、同意を得るものとする。

なお、説明会への案内文作成等の準備を行うとともに、開催回数は各集落ごとに1回程度とし、開催方式（日時指定方式・自由来場方式等）については、対象人数、会場規模、開催時期等を勘案し、出席者の確保を最優先に発注者と協議し決定するものとする。また、説明に供する機材及び配布資料等は受注者が準備するものとする。現地立会等を行わない。

（森林境界保全図の作成）

第16条 森林境界推測図をもとに、森林所有者等から確認修正を行い、同意を得た案に基づき森林境界保全図を作成する。

（成果品作成）

第17条 作成した森林境界保全図をもとに、森林所有者ごとに対象の地番全図と各筆単位の森林境界カルテ及び森林境界保全簿を作成し成果品として森林所有者ごとに仕分けするものとする。

なお、同一森林所有者が、複数の筆を隣接して所有する場合は、それらをまとめて境界カルテ等を作成する。

（打合せ協議）

第18条 業務の進捗に当たり、初回、中間、納品時の計3回十分な打合せ協議を行うものとする。

第3章 成果品

（成果品）

第19条 本業務における成果品については次のとおりとする。

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 報告書 A4チューブファイル | 2部 |
| (2) 報告書電子納品データ（SHPファイル等、印刷図） | 2部 |
| ・森林境界保全図（データ、印刷図A0サイズ） | |
| （背景：微地形図、レーザ林相図、オルソ画像図） | |
| ・各森林所有者単位（データ、印刷図） | |
| （対象地番全図、森林境界カルテ、森林境界保全簿） | |
| (3) 森林境界保全図作成に係る説明会資料 | 1式 |

- | | |
|-------------------------|-----|
| (4) 品質評価表及び精度管理表 | 1 式 |
| (5) その他打合せ等で提出を求められた資料等 | 1 式 |

森林境界明確化業務 仕様書

令和 8 年 度

施行主体	東近江市
施行箇所	滋賀県東近江市九居瀬町、蛭谷町

業 務 内 訳 書							
区分	名称	種別	数量	単位	算出単価	金額	備考
直接測量費	資料収集・整理		1	業務			単価表1参照
	森林境界推測図の作成		125	ha			単価表2参照
	地元精通者への聞き取り		1	業務			単価表3参照
	森林所有者等への説明・確認・同意等		125	ha			単価表4参照
	森林境界保全図の作成 (説明・確認・同意等の整理)		125	ha			単価表5参照
	成果品作成		1	業務			単価表6参照
	打合せ協議		1	業務			単価表7参照
小計							
諸経費							
小計							
改め							
消費税相当額	改め額の10%						
合計							

1

單

儻

表

[illegible]

NO

2

森林境界推測図の作成

単

価

表

100ha当たり

名 称	種 別	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価番号	備 考
人件費	測量主任技師			人				
	測量技師			人				
	測量技師補			人				
	測量助手			人				
	測量補助員			人				
直接人件費計								
機械経費				%				
材料費				%				
通信運搬費				%				
事業規模による変化率補正								
1ha当たりの筆数による変化率補正								
計								
1ha当たり								

NO

4

森林所有者等
への説明・確
認・同意等

単 価 表

100ha当たり

名 称	種 別	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価番号	備 考
人件費	測量主任技師			人				
	測量技師			人				
	測量技師補			人				
	測量助手			人				
	測量補助員			人				
直接人件費計								
機械経費				%				
材料費				%				
通信運搬費				%				
事業規模による変化率補正								
1ha当たりの筆数による変化率補正								
計								
1ha当たり								

NO

5

森林境界保全
図の作成
(説明・確認・同
意等の整理)

単 価 表

100ha当たり

名 称	種 別	形状寸法	数 量	単位	単 価	金 額	単価番号	備 考
人件費	測量主任技師			人				
	測量技師			人				
	測量技師補			人				
	測量助手			人				
	測量補助員			人				
直接人件費計								
機械経費				%				
材料費				%				
通信運搬費				%				
1ha当たりの筆数による変化率補正								
計								
1ha当たり								

[illegible]

令和8年度九居瀬町森林境界明確化事業計画区域と過去の実績

R5実績：41人、252筆、20.2ha

R7：49人、331筆、21.5ha

R6実績：35人、242筆、13.5ha

R8計画：49人、190筆、53.0ha

1:8,000

